

## 一般社団法人日本顎関節学会定款施行細則

第1条 一般社団法人日本顎関節学会（以下、「本会」という。）は、一般社団法人日本顎関節学会定款（以下、「定款」という。）を円滑に遂行するため、定款第66条に基づき、一般社団法人日本顎関節学会定款施行細則（以下、「本細則」という。）を定める。

第2条 定款第12条に基づく本会への入会の方法は以下の通りとする。

1. 定款第11条に規定する正会員あるいは準会員として入会を希望する者（以下、「申請者」という。）は所定の書類、入会金および初年度年会費を定款第2条に定める主たる事務所まで郵便振替ないし銀行振り込みにて送付する。入会日は上記書類を主たる事務所が受領した日とする。
2. 定款第11条に規定する賛助会員として入会を希望する者（以下、「申請者」という。）は所定の書類を定款第2条に定める事務所まで送付する。理事会に諮り、承認を得た場合、その旨を事務所より申請者に通知する。通知を受けた申請者は入会金および初年度年会費を納付する。入会日は理事会にて承認された日とする。
3. 前項に規定する入会金は、2,000円とする。

第3条 定款第13条第1項に基づく正会員の年会費は10,000円、準会員の年会費は5,000円、賛助会員の年会費は50,000円以上（1口10,000円5口以上）とする。

2. 大規模災害により、住居家屋が半壊以上の罹災証明書の提出された者に限り、当該年度の会費を免除する。

第4条 定款第14条に基づく本会の退会の方法は以下の通りとする。

1. 定款第14条第1号に規定する退会には、定款第2条に定める主たる事務所まで退会届を提出することを要する。
2. 定款第14条第2号に規定する退会は、第1項から第4項に規定された事態が発生したときより本会の判断で退会日等を決定することができる。

第5条 本細則の改廃は、理事会、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本細則は、本会発足と同時に施行する。
2. 本細則の改訂は、平成28年7月16日より施行する。
3. 本細則の改訂は、令和1年7月26日より施行する。